

新潟市障がい者デイサポートセンター指定管理者募集に係る質問及び回答等 (R5.1124)

質問番号	書類名	書類頁	質問項目	質問	回答
1	募集要項	1	2 施設の概要	休業日について、福祉会館の休館日(月曜)に営業することは可能か。	総合福祉会館の休館日は施設全体が休館となるため営業できません。
2	募集要項	5	11 募集のスケジュール	職員採用の開始時期について、選定結果発表のR6年1月下旬の開始では、事業実施に必要な人員の確保は極めて困難であり、間に合わない。法人の責任において、採用活動を前倒しすることは可能か。また、可能な場合、具体的にいつから開始可能か。	法人の責任において採用活動を前倒しで実施することは可能です。開始時期についても法人側で決定していただいております。
3	募集要項	7	16 選定結果の通知・公表及び指定手続等 (3) 引継ぎ	現在の指定管理者((福)中東福祉会)からの職員の受け入れは可能か。選定された場合に、採用や法人内部の異動等の人員配置に計画に関わってくる。具体的な希望者の職種と人数を確認することは可能か。	現時点で支援員1名希望、その他5名が検討中となっています。最終決定は1月末を予定しています。

質問番号	書類名	書類頁	質問項目	質問	回答
4	募集要項	8	17 協定の締結について (2) 協定内容	<p>備品や設備について、指定管理者に選定された場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟市保有のもの ・現指定管理者保有のもの <p>上記について一覧表にて確認することは可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎者車両は購入したものか、リースしたものであるか。 ・車両を引継ぐことは可能か。(選定されてからでの発注では、納車が間に合わない為) ・他にも事務機器等、協議のうえで引継ぐことは可能か。 	<p>新潟市保有の備品については、募集要項の「別紙2」のとおりです。現指定管理者保有の備品については、別紙「備品一覧(指定管理者保有)」のとおりです。指定管理者保有の備品については、協議のうえで引継ぐことは可能です。</p> <p>また、車両についてはリースとなっています。リース会社2社に確認したところ、リース契約の変更は可能との回答を得ております。ただし、実際に変更できるかどうかはリース会社の審査によるものとなります。</p>
5	仕様書	4	5 業務内容 (2) 施設の維持管理に関する業務 ②維持管理業務	<p>清掃及び衛生害虫駆除について、建物全体での契約の他に、明日葉独自で契約を行っているか。</p>	<p>現在の指定管理者においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リネン類の貸与及び洗濯 (リネン類を選択する大型洗濯機がないため) ・浴槽水質検査 (業務に専門的知識等が必要なため) <p>の2業務を再委託しています。</p> <p>その他に、独自の契約はありません。</p>
6	仕様書	4	5 業務内容 (2) 施設の維持管理に関する業務 ②維持管理業務	<p>保安警備業務について、建物全体の警備業務の他に、明日葉独自で警備業務(機械警備)等の契約を行っているか。(通所事業により、営業終了後は事務所等が無人になるため)</p>	<p>保安警備業務について、明日葉独自で契約しているものはありません。</p>

質問番号	書類名	書類頁	質問項目	質問	回答
7	仕様書	7	11 備品等・修繕・リスク負担 (5) 施設の修繕	<p>施設の修繕について、1 件につき、その経費が概ね 20 万円以上のものとありますが、その 20 万円の修繕が発生した場合の標準処理期間はどの程度か。また、その精算方法についてはどのようなか。</p>	<p>あらかじめ 20 万円以上の修繕が見込まれる場合は、次年度の予算に必要経費を計上しますので、新年度に入ればすぐに処理が可能です。当年度中に突発的に発生した 20 万円以上の修繕で、当該年度中に処理が必要な場合は、必要な予算を確保したうえで市が実施するため、見積合わせ等の業者選定を考慮すると、2 ヶ月以上掛かることが想定されます。</p> <p>なお、市が実施するため精算はありません。</p>
8	仕様書	別紙 1	配置図 (総合福祉会館 2 階平面図)	<p>機能訓練プールの取り扱いについて、今回の申請で実施しないと申請した場合、現在の利用者および身元引受人や保護者等への説明および、明日葉利用者でのプール利用希望者の対応をどのように想定しているか。</p>	<p>利用者等への説明については、現指定管理者より、11 月 30 日から一週間かけて利用終了時の挨拶で説明するほか、書面にて案内を出す予定としています。また、案内文に令和 6 年度以降のプールは必須ではなくなることを付記する予定です。</p> <p>機能訓練プールは通年で稼働しており、現在も一部の期間限定で明日葉がに使わせていただいている状況のため、プールをどうしても利用したい場合は、一般開放での利用としてお願いすることになると考えています。なお、プール利用が可能な 5～9 月は、入浴かプールを利用者に選択いただき対応しています。(同時利用は不可)</p>

質問番号	書類名	書類頁	質問項目	質問	回答
9	仕様書	別紙 1	配置図 (総合福祉会館 2 階平面図)	<p>障がい者福祉センター固有施設(緑色部分)の障がい者浴室について、デイサポートセンター明日葉の利用者が利用することは可能か。その場合、利用にあたって費用は発生するか。</p> <p>※定員上限付近まで稼働した場合、現在の特殊浴槽 2 機のみでは円滑に入浴支援を実施することは困難と予測される為。</p>	<p>総合福祉会館を所管する福祉総務課と協議し、所管課として利用は可能との見解をいただいているところですが、現在、令和 6 年度以降の総合福祉会館の指定管理者選定を別途行っており、利用の可否及び費用負担については、最終的に総合福祉会館の新指定管理者と協議することになると考えています。</p>
10	仕様書	別紙 1	配置図 (総合福祉会館 2 階平面図)	<p>11 月 16 日(木)の現地見学会において、障がい者福祉センター、老人福祉センター共通施設である機能回復訓練室を見学した。現管理者より、理学療法士を配置してリハビリを実施していると話が出た。指定管理者に選定された場合、機能回復訓練室でのリハビリは継続していきたいが、理学療法士等のセラピストの配置は必須か。(生活介護の人員基準上は必須ではない。)看護師や生活介護支援員によるリハビリに代えることは可能か。</p>	<p>機能回復訓練室を利用したリハビリについては、必ずしも理学療法士等を配置する必要はありません。どのような体制でサービスを提供するかは法人の提案に基づくものと考えています。</p>